

資料 1

小松島市立学校再編有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 小松島市立学校の再編について幅広い見地から検討するため、小松島市立学校再編有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校の規模及び配置等に関する基本的な考え方について
- (2) 前号に掲げる適正化のための具体的な方策について
- (3) 前2号に定めるもののほか、その他必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 教育関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に基づく検討を終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議には，必要に応じ関係者の出席を求め，意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は，教育政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか，有識者会議の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，平成29年7月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず，この要綱の施行の日以後，最初に開かれる会議は教育委員会が招集する。